

いだろう。

E子 で、基準法人税額が分かったところで税率をかけて計算すると…。

部長 その前に「基準法人税額」から500万円を控除した額に4%の税率を乗じて計算することになっている。

E子 では、基準法人税額のある法人すべてに防衛特別法人税がかかる、というわけではないのですね。

部長 そうだね。基準法人税額が500万円を超える法人に、この特別法人税がかかるということだ。

E子 どれくらいの利益のある会社か気を付ければよいのでしょうか？

部長 これはざっくりだが500万円を法人税率23・2%で割り戻してみると、2151724…となるから、法人税の課税対象となる額が2千万円を超えるあたりから心の準備をしておいたほうがよい、という答えになるね。

E子 そのあたりの会社は今のうちから試算してみたほうがよいですね。

部長 そうだね。

E子 とここで、この「防衛特別法人税」は具体的にいつから導入されるのでしょうか？

部長 令和8年4月1日以後開始事業年度から適用開始とのことだ。

E子 では、まだ少し猶予がありますね。ほっとしましたが、ほかに気を付けた方がよいことがありますか？

部長 まず、同族会社の留保金課税があるときには、基準法人税額から控除する500万円の順序に気を付ける必要がある。

E子 頭の片隅に留保金課税があったら注意！と覚えておきます。

部長 いいぞ。次は計算した結果、防衛特別法人税がゼロとなったとしても、申告書を提出する必要があること。

E子 とにかく防衛特別法人税の納税義務がある法人は、その申告書を提出する必要があるのですね。

部長 法人税の別表一が変わる旨が国

税庁から発せられている。枚数が増えるそうだなぞ。

E子 たしか昔、地方法人税が増えたときも様式が変わりましたよね。

部長 ううむ。これ以上別表一の枚数が増えないよう祈るばかりだ。その他、地方法人税同様、法人税の予定納税が必要な法人は防衛特別法人税についても予定納税が必要となるから気を付けなければいけないね。

E子 国税庁からの予定申告書のドラフトを見ると、3つの税がズラリと並んでいますね。今からおなかいっぱいいな感じですよ…。

部長 最後に、税効果会計を導入している会社は実効税率も変わる。実効税率の計算にあたっては、500万円の控除は考慮されていないようだ。

E子 納税が義務なのは分かりますが、本当にその目的のために使われているのか、きちんと私たちも見えていかないといいませんね。